

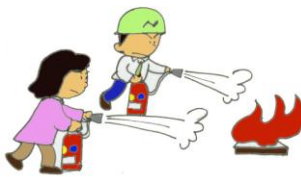
毎月5日はいすみ市「市民防災の日」

もしもに備える～火災編～



今の時期、空気が乾燥し、風の強い日が多く、火災が発生しやすい季節です。
また空気が乾燥していると、火がつきやすいだけではなく火のまわりも早くなるため、ちょっとした出火が大火災につながることもありますので、より一層、火の取り扱いには注意が必要です。
火災から大事な命を守るため、この機会に、ご家族みなさんでいざという時に備えましょう。

初期消火



- ① 消火器を火元近くに運ぶ
- ② 安全ピンを抜く
- ③ ノズルを火元に向ける
- ④ レバーを握る
- ⑤ 放射（一般的な消火器で、約20秒使用できます。）

※自分で消火できるのは天井に火が達するまで。
それ以上になったら、素早く逃げましょう。

日常の点検方法



※異常を発見した場合は、絶対に使用せず、購入したお店または消火器メーカーなどに問い合わせましょう。

設置場所

風呂場や洗面所などの湿気の多い所は避け、誰もが見やすく、取り出しやすい場所に置きましょう。

避難



- ・タオルやハンカチで鼻や口を覆う
- ・できるだけ低い姿勢をとり、下のきれいな空気を吸う
- ・前が見えない場合は、壁に手を当て方向を確認しながら避難
- ・いったん避難したら戻らない

煙の特性：上昇した煙は、天井までのぼると横に広がり、床近くまで下がってきます。また煙の進む速さは、水平方向で1秒間に0.5から3m、垂直方向では3から5mにもなります。特に垂直方向では、人の歩く速度より早いので、階段などでは注意が必要です。

ついていませんか？ 住宅用火災警報器

平成20年6月1日より、
住宅用火災警報器の設置が
義務付けられています！



住宅火災により亡くなった方の多くが「逃げ遅れ」によるものです。

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して、警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

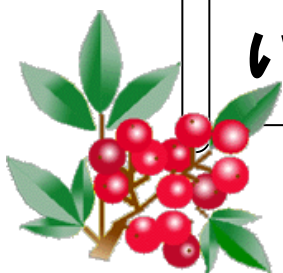
火災から尊い命を守り、被害を最小限にするためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。

詳しくは消防署までお問い合わせください！

問い合わせ
いすみ市役所総務部危機管理課
TEL 62-2000



「ゆれたらにげる より遠くへ より高台へ」



いすみ市家具転倒防止事業助成金のご案内

市では、地震による人的被害を防ぐため、
家具転倒防止の対策をされる方に助成を行っています。

近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約3割から5割が家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

特に、震度5強以上の強い地震では、背の高い家具
(食器棚、タンス、本棚など)や台上に置く家電製品
(テレビ、電子レンジなど)が、多く転倒・落下しています。

このことから、負傷の防止や避難路の確保のためには、
家具類の転倒・落下防止対策を実施することが重要です。



家具などに転倒・落下防止対策を実施し、地震に備えましょう！

《助成対象者》

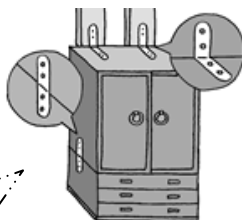
いすみ市に居住し、いすみ市の住民基本台帳又は外国人登録票に登録されている方。
※既に助成を受けている方は対象となりません。

《助成対象》

助成対象者の住宅において、主に起居する寝室又は居間等にある家具等を、床・柱・壁等に固定するための家具転倒防止器具を取り付けた場合。
※ただし、家具転倒防止器具取付講習会を受講した業者等が取り付けた場合に限りです。

《助成金額》

家具等の転倒防止に要した費用のうち、1申請者又は1棟の住宅について1回限り3台までで、対象となる家具等が1台の場合は6,000円、2台の場合は8,000円、3台の場合は10,000円を限度額とします。



《申請方法》

申請書に経費の見積書等を添付して、危機管理課に提出してください。

**詳細については、
お問い合わせください！！**

問い合わせ
いすみ市役所総務部危機管理課
TEL 62-2000